

2022年第11号、第12号懲戒事件（平成29年一綱第484号、第594号綱紀事件）

議 決 書



2022年第11号懲戒事件

東京都千代田区二番町9-3 THE BASE 麻町
天法律事務所

対象弁護士 人見勝行
(登録番号 28805)

2022年第12号懲戒事件

東京都千代田区平河町二丁目7番2号
VORT 永田町901

対象弁護士法人 弁護士法人天音法律事務所
(届出番号 1085)

上記対象弁護士らにかかる懲戒請求事案につき審査した結果、次のとおり議決する。

主 文

- 対象弁護士を戒告に処するのを相当と認める。
- 対象弁護士法人を戒告に処するのを相当と認める。

理 由

第1 事案の概要

懲戒請求者は、平成29年3月当時、対象弁護士が代表社員を務めていた弁護士法人天音法律事務所（当該弁護士法人は、平成30年10月31日に解散している。以下、「対象弁護士法人」という。）に対して、任意整理を依頼したものであるが、以下のような理由により、対象弁護士を解任後に懲戒請求者の破産手続開始申立事件を受任した弁護士を代理人として、懲戒請求を申し立てた事案である。

（1）本件弁護士法人に所属していた [REDACTED] 弁護士（以下、「[REDACTED] 弁護士」という。）

が懲戒請求者と一度も対面で面談することなく、任意整理事件に係る委任契約（以下、「本件委任契約」という。）を締結した。また、本件委任契約終了に至るまで、面談するに至らなかった。

- (2) 懲戒請求者に対する聴取にあたり、電話での聴取は行われたが、大半が弁護士ではない者によるもので、最後に弁護士がちょっとだけ電話に出ただけであり、非弁提携の疑いがある。
- (3) 法テラス利用の可能性の通知がなかった。
- (4) 債務整理以外の民事再生手続き及び破産手続きについての説明がなかった。
- (5) 本件委任契約中には「依頼者を不当に害する条項」が存在する。

第2 懲戒請求事由の要旨

1 懲戒請求事由 1

対象弁護士らは、懲戒請求者から債務整理事件を受任する（以下、「本受任」という。）に際し、直接個別面談をしなかった。これは、債務整理事件処理に関する指針（以下、「本指針」という。）3条（1）に違反する。

2 懲戒請求事由 2

対象弁護士らは、本受任に際し、電話による聴取は行ったが、そのほとんどは弁護士ではない者による対応であり、最後に弁護士が少しだけ出たに過ぎないところから、非弁提携の疑いがある。

3 懲戒請求事由 3

対象弁護士らは、本受任に際し、法テラス利用の可能性を通知しなかった。これは、本指針3条（3）に違反する。

4 懲戒請求事由 4

対象弁護士らは、本受任に際し、個人再生手続き、破産手続きについての説明を怠った。

5 懲戒請求事由 5

対象弁護士らは、本受任にあたり、本件委任契約を締結したが、同契約3条（通常の倍額程度の着手金）、5条（返還義務の免除）、7条（依頼者の解約権の制限）、9条（解除の依頼者の権利制限）及び12条（専属管轄）は、懲戒請求者を不当に害する条項である。

第3 対象弁護士の弁明の要旨

1 懲戒請求事由 1について

本委任契約の締結日は平成29年3月6日であり、平成23年2月17日に失効した本指針の適用はない。本委任契約には、債務整理事件処理の規律を定める規程（以下「本規程」という。）が適用されるものであって、本指針違反自体ありえない。

また、対象弁護士らは、岡山県という遠方に居住している懲戒請求者から、「仕事が多忙な上、家族に知られずに外出するのがなかなか難しい」ことを理由に面談には応じることはできないが、当該理由が無くなった場合には速やかに対象弁護士らからの面談の要請に応じることを約する旨の書面の交付を受けて委任事務を行ったものであるから、本規程3条1項但書きに定める「面談することに困難な特段の事情」が存在したものである。

そして、平成29年3月8日にも■弁護士から懲戒請求者に対して電話にて直接事情を聴取し、同弁護士において、本規程3条の内容及び趣旨を説明し、懲戒請求者に対して面談することを直接説得したものであるから、同条2項に違反していない。

本規程3条が設けられた理由は、弁護士が自ら十分な聴取をしないこと、ひいては、弁護士が関わることの無い事務職員の判断により事件処理がおこなわれていたことを問題視したことによるものである。また、本規定が設けられた当時とは異なり、携帯電話の普及等により通信手段を用いた連絡方法が常態化し、FAX送信による方法を全国民が容易に利用できる平成29年3月当時においてまで、「特段の事情」を厳格に解釈することは、不合理であるとの疑いを免れない。

2 懲戒請求事由2について

懲戒請求事由2については、弁護士職務基本規程11条違反を主張するものと思われる。対象弁護士は、対象弁護士法人の従業員に対しては、対象弁護士が予め聴取事項を定めたうえ、指示のない行為は行わないよう厳格な指示を出しており、対象弁護士法人の従業員が自己の計算又は裁量において変更できる部分はなく、過去に変更を許したこともない。そして、本委任契約に関しては、懲戒請求者作成の書面を■弁護士が精査のうえ、懲戒請求者に対して直接架電し、本規程3条1項各号に定める事由について懲戒請求者が既に作成済みの書面の記載に変更がないこと、本委任契約等に関して疑問がないことを確認しているのであるから、対象弁護士らに弁護士職務基本規程11条に違反する行為はない。

3 懲戒請求事由3について

本委任契約の締結日は平成29年3月6日であり、平成23年2月17日に失効した本指針の適用はないから、懲戒請求事由3はそもそもあり得ない。本規程6条に違反する行為に及んだとの主張であると解したとしても、本規程6条には違反していない。

対象弁護士らは、懲戒請求者が属する世帯の収支の内容について聴取した結果、懲戒請求者の経済生活の再生の観点からみて、法律扶助制度等の利用をすることが必要かつ相当である旨の判断に至らなかったが故に、同制度等の説明をしなかったものである。

4 懲戒請求事由 4について

懲戒請求事由 4については、本規程 4 条違反を主張するものと解したとしても、本規程 4 条違反の行為はない。懲戒請求者の債権者 7 社のうち 4 社を選択して債務整理を受任したのは、当該 4 社については早急に事務処理を進めてほしいとの懲戒請求者の依頼に基づくものである。

また、本受任当時、受任しなかった 3 社の債権額を合計しても 60 回の分割払の弁済による和解ができれば完済が可能となる見込みであり、懲戒請求者自身が当該 3 社については自ら支払を継続できる旨の意向を表明していたため、対象弁護士らとしては、懲戒請求者から聴取した内容も含め、支払不能には該当しないものと判断したのであり、懲戒請求者が破産手続を選択しない以上、免責不許可事由の有無も明らかではないから、民事再生手続きの申立てに関する説明をしないことは当然である。さらに、対象弁護士らは、破産手続開始決定を受けるための要件を充足していないと判断していたのであるから、破産手続に関する説明をする必要もない。

5 懲戒請求事由 5について

懲戒請求者が主張する、本委任契約中の下記条項は、以下のとおり、いずれも本規程及び債務整理事件処理の規律を定める規程施行規則（以下「本施行規則」という。）並びに弁護士職務基本規程に違反しない。

（1） 本委任契約 3 条（通常の倍額程度の着手金）について

東京三弁護士会の運営する法律相談（以下、「法律相談」という。）を経由して受任する場合と比較すると、着手金は、倍額程度となるが、対象弁護士法人は、本規程 10 条 1 項各号に照らしたうえ、夜間の応対も一部を可能とするための方策を講じるために、適正かつ妥当な金額として着手金額を定めたものである。

なお、報酬金は、法律相談を経由して受任する場合より若干ではあるが低額であるし、減額報酬金及び過払い金報酬金並びに代行手数料は、全て、法律相談を経由して受任する場合と同額である。

（2） 同 5 条（返還義務の免除）について

ア 事務管理手数料及び着手金について

同 5 条で「返還」を要しない旨定めているのは同 3 条（1）の事務管理手数料（債権者の数に関わらない）金 30,000 円及び（2）着手金債権者 1 社又は 1 人当たり金 39,800 円であるところ、「理由の如何に拘わらず」これらを返還しない旨の規定は、依頼者を不当に害するものではなく、民法 90 条に反するものではない。また、本規程及び本施行規則にも、着手金の返還義務を定める規定はないので、本委任契約 5 条は本規程及び本施行規則

に反しない。

なお、対象弁護士法人は、本委任契約5条の規定にかかわらず、依頼者の事情によって新たに代理人を選任するような場合には、本委任契約を合意解除のうえ、着手金の全部または一部を返還するという対応をしている。

イ 書類その他の物件を引き渡す必要がないとの点について

対象弁護士らにおいては、本規程17条2項を認識のうえ委任契約書を作成していたもので、同文言を形式的に適用するものではないこと、すなわち、本委任契約7条の「引き渡す必要のないことを承諾する」「本件事件に関する書類その他の物件」に、本規程17条2項に定める「法律事務処理の結果を示す文書」を含む趣旨ではないことは明らかである。

本規程17条は、「法律事務処理の結果を示す文書を作成し、又は受領したときは、遅滞なく、その原本又は写しを債務者に交付しなければならない。」と定めているのであり、「交付をしない合意をしてはならない」など、委任契約の内容自体を規律するものではなく、交付にかかる行為規範であって、本委任契約は中途で解除され、法律事務処理の結果を示す文書を作成するに至っていないのであるから、対象弁護士らは、交付にかかる行為規範に違反していない。

(3) 同7条（依頼者の解約権の制限）について

同7条は、懲戒請求者の解約権のみならず、対象弁護士法人の解約権も制限しているのであるから、契約の当事者間の公平に欠けるところはなく、依頼者を不当に害するものではない。

また、同条は、債務不履行解除を制限するものではないから、相互に解除権を放棄したとしても、依頼者が不当に害されることにはならない。

さらに、職務基本規程並びに本規程及び本施行規則にも、解約権の放棄を禁止する条項はない。

(4) 同9条（解除の依頼者の権利制限）について

同9条は、本委任契約が解除された場合にでも、対象弁護士法人の事務処理の程度に応じて同3条で規定する弁護士費用を請求し、又は、同4条に基づいて懲戒請求者が積み立てをした金員から差し引く方法により充当することができる旨を定めるとともに、同4条の規定に基づいて、同1条で定める本件事件に関する書類その他の物件を引き渡さないことができる旨を規定したものであるところ、同様の規定は、法律相談を経由して受任する際の契約書にも存在することから、同9条が、法令、職務基本規程、本規程及び本施行規則に違反しないことは明らかである。

(5) 同12条（専属管轄）について

第一審の専属的合意管轄は、民事訴訟法11条1項に基づき合意する事が可能であり、同12条は、民事訴訟法、職務基本規程、本規程、及び本施行規

則に反しないことは明らかである。

6 その他

(1) 非行の存在しないこと

すべての会則違反が直ちに懲戒事由となるものではなく、行為規範、義務規範に違反する行為がある場合にも、形式的違反をもって直ちに懲戒処分に付すべきものではなく、『品位を失うべき非行』と評価されるか否かが実質的に判断されることになると解されるべきところ、原議決は、懲戒請求事由 1 及び同 5 が懲戒に値するほどの会則違反であるか否かの判断をしていないから、原議決第 5、1 の論旨は理由を欠くものである。

また、懲戒事由は実質的な判断で決せられるべきものであり、懲戒事由の有無の判断において懲戒請求時に存した事実とその後に生じた事実を明確に区別できないというべきである。とすれば、綱紀委員会の審議終了時までにあらわれた全ての事情を考慮して懲戒事由の有無（懲戒委員会に事案の審査を求めることが相当か否か）を判断するのであって、いわば事後的情状も調査の対象に含まれるというべきである。しかしながら、原議決は同「その後のいかなる行為も『品位を失うべき非行』とされる受任行為の影響下でなされた行為に過ぎず、正当化される余地はない」という独自の見解を展開して、事後的事情を調査の対象に含めていない。

加えて、①委任契約が終了したとはいえ、債権者との間で和解契約等を締結していないこと、②原議決第 5、2(4)ウの内の③、及び、同オの内の②の規定はあるものの、「法律事務処理の結果を示す文書等の交付」を拒否したことがないこと（そもそも作成されておらず存在しない）、③懲戒請求者に着手金を直接返還しており、費用の実質的な出捐及び損害を生じていないこと、④債権者からの取り立てが止まり、懲戒請求者の精神的な負担が軽減されたなど、懲戒請求者に生じた利益は多大であること、⑤債務整理事件の受任において電話聴取の方法を全て取り止めて直接面談の方法に限定したことは、対象弁護士らに有利となる情状であり、原議決において斟酌されるべきものである。

そして、以上的情状を斟酌する場合には、対象弁護士らに「その品位を失うべき非行」のないことが明らかである。

(2) 調査範囲は限定されること

そもそも、調査をすべき事実の範囲は懲戒請求者の請求に基づき弁護士会から調査を求められた懲戒請求事実の範囲に限られる。懲戒請求事実以外の非行事実を探知しても、これを更に調査し、議決することは綱紀委員会ないし懲戒委員会による職権立件を認めることとなり許されない。

しかるに、原議決は、「本指針」違反を摘示する懲戒請求事由に対して（原議決第 2 の 1 及び 3）「本規程」違反を調査しているのであるから、懲戒請求事実

の範囲を超えて調査をしたことになる。

そして、「本指針」を「本規程」と読み替えることなどについての摘示及び更正はされていない。

(3) 誓約等

対象弁護士においては、本書面により、改めて、直接の面談を受任時に行わない債務整理事件の受任を、二度と行わない旨、固く誓約する。

また、対象弁護士らにおいては、貴会の指導を受けて以降、直接面談を経ない債務整理事件の受任をしていない。

第4 判断の資料

別紙資料目録記載のとおり。

第5 当委員会が認定した事実

1 本受任に至る経緯

(1) 懲戒請求者は、平成29年3月4日、対象弁護士法人の広告を見てコールセンターに架電してきた。

(2) 対象弁護士法人から懲戒請求者に対し、折り返し電話をかけ、同法人の事務局員 [REDACTED] (以下「[REDACTED]」という。) が懲戒請求者からの聞き取りを行い、同月6日、懲戒請求者は、対象弁護士法人に対し、①委任契約書(乙1)、②御確認事項(乙2)、③債務整理に関する重要事項(乙3)、④債権者一覧表(乙4)、⑤相談シート(乙5)⑥委任状(乙7)をファクシミリにて送付した。また、懲戒請求者は、同日、自身の免許証及びクレジットカード等の映像データ(乙6の1ないし4)を対象弁護士法人にデータ送信した。

なお、上記①委任契約書には、対象弁護士法人代表社員である対象弁護士の押印がなされている。

(3) 同月8日、対象弁護士法人の [REDACTED] 弁護士が懲戒請求者に電話をかけ、上記①ないし⑤の内容を確認した。

(4) 対象弁護士法人は、同日付けで、債権者に対し、「債務整理手続開始通知」を送付した。

2 その後の懲戒請求者と対象弁護士法人とのやりとり

(1) 委任契約書においては、懲戒請求者は、対象弁護士法人に対し、債権者に対する弁済金及び対象弁護士法人に対する弁護士費用に充てる金員を、平成29年3月以降毎月末日までに金6万円を送付して積み立てることとなっていた(第4条)。

ところが、懲戒請求者からの入金が期日までになかったため、同年4月14日、[REDACTED]弁護士から懲戒請求者に電話をしたがつながらなかつたため、同弁護士がSMSで折り返しの電話を求めた。

(2) 同日、懲戒請求者から折り返しの電話があり、事務局員との間で、概略以下のやりとりがあった（対象弁護士らの令和3年4月27日付け補充書面添付コントクト・サポート・パートナー画面）。

(懲戒請求者) 受付の時には夜勤をしていたが、夜勤で体調を崩して、夜勤をなくしてもらったから給料が下がった。

(事務局) 初回の入金なのでいくらかでもいれてほしい。

(懲戒請求者) 今、余裕なくて。仕事も休み休みいってる状態。いつても短時間しか働けない。

(事務局) 精神科に通院されてるんですか。薬代とかかかってますか。

(懲戒請求者) いや、まだ一回しかいってないですけど。今は安定剤と睡眠薬もらってる。今、お金の余裕なくて考えられない。

(事務局) 毎月いくらなら可能ですか。費用たまってから交渉なので、期間が延びると交渉開始延びるので、訴訟リスクもあるし、利息も増える。初回の分全額厳しかったら、いくらかでもいれもらって多く払えそうな月で上乗せしてほしい。

(懲戒請求者) そうですよね。ほんとすみません。今月末には多分3万円くらいは入れられそう。

(事務局) 今月末で3万円。入金後また連絡ください。今度の予定調節したい。

(懲戒請求者) わかりました。

(3) 対象弁護士らは、同年6月6日、上記やりとりがあったにもかかわらず、懲戒請求者から入金がなかったため、御催告事項と題する書面（乙9）を懲戒請求者に送付して、辞任予告を行うとともに直接の面談を求めた。

(4) 同月13日、対象弁護士法人は、懲戒請求者に電話をして、概略以下のやりとりがあった。

(懲戒請求者) 睡眠障害だと思って精神科にいったが、うつ病と診断された。お金のことが精神的に来ていてずっと疲れなかつた。それで職場で倒れたので休職扱いで入院したりと療養に専念していた。今は職場の協力もあり、8時間勤務から6時間勤務になり正社員を続けている。給与は1、2万円下がる。でもなんとか安定するから、毎月25日に5万円、7月10日は保険金ができるから5万円は払える。

(事務局) とりあえずそれで予定をくみます。ただ、2カ月遅れる、利息、遅延損害金、分割回数、訴訟のリスクはやむを得ないとの覚悟で。

(懲戒請求者) わかりました。

(5) 同月30日、債権者から、対象弁護士法人に対し、懲戒請求者の別の代理人

から受任通知がきた旨の連絡があった。

- (6) 同月 29 日付けで内容証明郵便にて、懲戒請求者の新たな代理人である [REDACTED] 弁護士及び [REDACTED] 弁護士から対象弁護士法人に対し、委任契約を解除する旨の通知が送付された。

第6 当委員会の判断

1 懲戒請求事由 1について

(1) 対象弁護士は、懲戒請求者の申し立てにおける「本指針」違反について、同指針は、本規程の施行によって、効力を失ったものであるから、本指針違反はありえない、「本指針」違反を摘示する懲戒請求事由に対して「本規程」違反を調査しているのは、懲戒請求事実の範囲を超えて調査をしたことになる。そして、「本指針」を「本規程」と読み替えることなどについての摘示及び更正はされていない等の主張をしている。

確かに、懲戒請求事件において、調査をすべき事実の範囲は懲戒請求者の請求に基づき弁護士会から調査を求められた懲戒請求事実の範囲に限られるものであり、懲戒請求事実以外の非行事実を探知しても、これを更に調査し、議決することは綱紀委員会ないし懲戒委員会による職権立件を認めることとなり許されない旨の主張は誤りとはいえない。しかし、本件において、調査している事実は、申し立てにかかる懲戒請求事実の範囲を超えるものではなく、本指針違反か本規程違反かという、調査した事実に対して、いかなる規程違反を認定するかは制限されるものではない。したがって、本指針違反の申し立てに対して、本規程違反の認定を行ったからといって、特段「本指針」を「本規程」と読み替えることなどについての摘示及び更正が必要となるものではない。

(2) 本規程 3 条は、「弁護士は、債務整理事件を受任するに当たっては、あらかじめ、当該事件を受任する予定の弁護士…が、当該債務者と自ら面談をして、次に掲げる事項を聴取しなければならない」と規定している。

しかしながら、対象弁護士らが、本受任にあたり直接面談を行っていないこと及び受任の終了にいたるまで直接面談を行っていないことは争いがなく、対象弁護士らは、懲戒請求者から直ちに面談の要請に応じられない理由として、「仕事が多忙な上、家族に知られずに外出するのがなかなか難しい」ことの申し出があつたこと、当該理由がなくなった場合には懲戒請求者から連絡すること等を約束する「御確認事項」の送付があつたことから、本規程 3 条但書きの「面談することに困難な特段の事情があるとき」に該当するものとして、本受任を行った旨主張しているので、上記理由が「面談することに困難な特段の事情」に該当するか否かについて検討する。

まず、懲戒請求者の居住地が岡山市であり、東京から遠く離れた場所であって、日帰り可能な交通手段としては、飛行機及び新幹線に限定され、これら交通手段

を利用することには日常支出するのと異なる高額の費用の支出を要するものであると認められる。また、懲戒請求者の仕事が夜勤を含む介護者であり、仕事が多忙であること、上記交通手段を利用したとしても、家族に知られずに外出することが困難であることが認められる。一方で、岡山県弁護士会には、400名を超える弁護士が所属しており、特に岡山市においては弁護士過疎とはいえない状況が存在する。

上記諸事情を総合的に勘案し、面談を要求することを犠牲にしてまでも、面談せずに受任することが当該債務者の利益に適うと考えられる特段・特別な事情があるかを検討すると、弁護士過疎とはいえない岡山市の居住者である懲戒請求者において、「仕事が多忙な上、家族に知られずに外出するのがなかなか難しい」との事情は、東京の対象弁護士法人に委任することを前提とした理由であって、岡山市を含む岡山県の弁護士に委任することを前提とした場合には解消されるものである。したがって、直接面談することなく、東京の対象弁護士法人に委任したいという懲戒請求者の希望に、合理的・客観的な利益があると認める特段の事情があるとまではいいがたいものであり、岡山市に居住する懲戒請求者において、「仕事が多忙で、家族に知られずに外出することが困難」との事情は本規程3条に規定する「面談することに困難な特段の事情」に該当するとは認められない。

したがって、対象弁護士らが本受任にあたり、懲戒請求者と直接面談を行わなかつたことは、本規程3条に違反する。

なお、対象弁護士らは、懲戒請求者が対象弁護士法人以外の弁護士に委任するまでに、およそ4カ月を要したことから、弁護士へのアクセスが困難であった旨主張しているが、懲戒請求者が、対象弁護士法人以外の弁護士を探し始めたのは、対象弁護士らからの辞任予告通知を受領した時点からであると推認するのが合理的であり、対象弁護士らの主張は理由がない。

(3) 次に、上記本規程3条違反が、弁護士法56条1項に定める「品位を失うべき非行」に該当するか否かについて検討する。

本規程3条が、債務整理事件における依頼者との直接面談による事情聴取を規定したのは、弁護士が依頼者から個別事情を丁寧に聞き取り、依頼者の問題状況を的確に把握することが必要であるところ、直接面談のうえ依頼者の表情やしぐさを現認しながら双方向的なやりとりを行うことによって、依頼者が自己に不利益な事柄を秘匿していないかどうかを確認したり、依頼者に対するカウンセリングを行うなどして依頼者との信頼関係を構築することを要するとしたことにある。

本件において、対象弁護士は、平成29年3月6日に■が行った懲戒請求者からのヒアリングにおいて、懲戒請求者が直ちに面談に来ることのできない理由として述べた「仕事が多忙な上、家族に知られずに外出するのがなかなか難しい」という事項が、対象弁護士らにおいて予め例示して指示している事由に該当したこと、及び、直ちに面談に来ることのできない事由が解消した場合には直接の面

談に来る必要があることを懲戒請求者が承諾したことから、「御確認事項」記載の文章を [] が懲戒請求者に対して読み上げて説明するなどして、直ちに面談にくくことができない理由を自筆で記入させたと述べている（平成31年5月3日付け照会回答書添付甲第27号証の2、2頁）。

本件委任契約は、平成29年3月6日に成立しているところ、上記対象弁護士の弁によれば、本件委任契約の成立にあたって、弁護士が「面談することに困難な特段の事情」の有無を判断した事実はうかがえない。また、同月8日に、[] 弁護士が懲戒請求者と電話で話をした際に、「仕事が多忙な上、家族に知られずに外出するのがなかなか難しい」との事情について、当該事情がやむ可能性があるのか、いつ、どのような状況においてやむことになるのか等について真摯に検討をしたと認めるに足りる証拠はない。したがって、対象弁護士らは、予め例示している事由に該当したことをもって、安易に面談しないまま受任するとの判断を行ったといわざるをえず、対象弁護士らが直接面談を行うことなく本件委任契約を締結して本受任に至った本規程3条違反の行為は、弁護士法56条1項に定める「品位を失うべき非行」に該当する。

2 懲戒請求事由2について

懲戒請求者が対象弁護士法人に連絡を開始してから平成29年4月14日までの間、7回のやり取りのうち、少なくとも2回は [] 弁護士が対応していたことが認められる。

この点につき、懲戒請求者は、「本受任に際し、電話での聴取をしたがそのほとんどは弁護士でない者による対応であり、最後に弁護士が少しだけ出た」との主張をしているが、平成29年3月から4月当時に対象弁護士法人が利用し相談者からの架電内容等の記録をしていた Contact support partner というシステム上の記録（対象弁護士らの令和3年4月27日付け補充書面添付書類）及びこれに基づく対象弁護士からのヒアリングによれば懲戒請求者が主張するような事実を確認することはできず、また、懲戒請求者からもかかる説明を覆すに足る資料は提出されていない。

したがって、懲戒請求事由2については、懲戒請求者が主張する事実を認定するに足る資料はない。

3 懲戒請求事由3について

懲戒請求者が主張するとおり、対象弁護士らが懲戒請求者に対して、受任に際し、日本司法支援センターの利用を促した事実は存在しない。

しかし、懲戒請求者が対象弁護士らに対して委任する際に自ら作成し、対象弁護士らに提出した相談シートによれば、懲戒請求者及び懲戒請求者以外の同居の息子2名の収入を合計すると月額45万円（手取り）、単身赴任中の夫の収入を加

算すると月額 72 万円（手取り）に達しており、日本司法支援センター所定の資力基準中の手取り月収額の基準（四人家族で 29 万 9,000 円以下）を大幅に上回っていたことが認められる。

したがって、懲戒請求者の世帯が日本司法支援センター所定の資力基準を満たさない状況において、対象弁護士らが受任に際し、懲戒請求者に対して、日本司法支援センターの利用を促さなかつたことは不合理とはいえず、そのことをもつて弁護士法 56 条 1 項の品位を失うべき非行に該当するとはいえない。

4 懲戒請求事由 4 について

本規程 4 条 1 項は、受任弁護士に、依頼者に対し、事件処理の方針及び見通し並びに当該方針に係る法的手続及び処理方法に関することが予想される不利益事項等についての説明する義務を定めている。

この点、対象弁護士らは、本受任にあたり、懲戒請求者に対して破産手続き及び個人再生手続きについて説明をしてはいないものの、懲戒請求者自身が作成した債権者一覧表によれば、懲戒請求者は、対象弁護士らに対して、対応を依頼する債権者を 4 社、対応を依頼しない債権者を 3 社と分けて記載しており、懲戒請求者自らが債権者によって対応を変えることを希望していたこと、懲戒請求者自身の収入は手取りで月額 19 万円、世帯全体で月額 72 万円であったのに対し、懲戒請求者が対象弁護士らに対して説明した当時の月返済額は対象弁護士らに依頼しない 3 社に対する支払を含めても月額約 11 万円であったこと、及び懲戒請求者が家族に知られたくないとの強い希望を有していたことからすると、対象弁護士らが破産手続き及び個人再生手続きについて特段説明をすることなく、債務整理についてのみ説明し、受任に至ったことは不合理とまではいえず、受任当時の懲戒請求者の希望とも整合していたものと考えられる。

したがって、対象弁護士らが懲戒請求者に対し、破産手続き及び個人再生手続きについて特段説明をしなかつたことが、弁護士法 56 条 1 項の品位を失うべき非行に該当するとは認められない。

5 懲戒請求事由 5 について

(1) 懲戒請求者は、本委任契約第 3 条、第 5 条、第 7 条、第 9 条及び第 12 条の各規定につき、懲戒請求者を不当に害する条項であると主張するので、以下検討する。

(2) 本委任契約第 3 条について

本委任契約第 3 条は、事務管理手数料 3 万円（債権者数を問わない）、着手金 1 社（1 人）あたり 3 万 9,800 円、和解契約成立時の報酬金 1 社（1 人）あたり 1 万 9,800 円、債務を減額した場合の報酬を減額分の 10 % 相当額、過払金又は不当利得の返還があった場合は返還額の 20 %、分割弁済金代理送付

手数料1社1回あたり1000円と規定している。しかし、本委任契約第3条の定めは、本規程が同第13条及び本規程の施行規則第2条で解決報酬金を1社あたり2万円以下の範囲内とし、同第14条で減額報酬金を減額分の10%以下の範囲内とし、同第15条及び同施行規則第4条で過払金報酬金を回収額の25%以下（訴訟によらない場合は回収額の20%以下）の範囲内としていることに照らすと、本規程の定めを直ちに逸脱するものとはいはず、本規程に違反するとまでは認められない。また、本規程第16条は送金代行手数料の徴収を否定するものではなく、本委任契約第3条の定める分割弁済金代理送付手数料も不当に高額であるとは認められない。

そうだとすると、本委任契約第3条が懲戒請求者を不当に害する条項であるとは認め難いというべきである。

(3) 同第5条について

本委任契約第5条は、以下のとおり規定している。「甲は、乙に対し、第4条記載の預託金から乙において第3条記載の弁護士費用の支払のために差し引いて適宜充当すること、理由の如何に拘らず乙が甲に対して第3条(1)及び(2)の返還を要しないこと、並びに、甲が弁護士費用の支払をしない場合には本件事件に関する書類その他の物件を乙が甲に対して引き渡す必要のないことを、全て異議無く承諾する。」

本条項を要約すると、本条項は①第4条の積立金を第3条の弁護士費用等に充当すること、②理由の如何に拘らず第3条所定の事務管理手数料及び着手金を返金しないこと、及び③弁護士費用の支払がない場合は本件事件に関する書類その他の物件を対象弁護士法人が懲戒請求者に対して引き渡す必要がないことを規定するものと認められる。

①については、本委任契約第4条の積立金は、債権者に対する弁済金及び弁護士費用の支払に充てる金員である旨明記されているうえ、事前に預託された金員（デポジット）から差し引いて弁護士費用及び実費等に充当すること自体は、一般的に行われていることであって、懲戒請求者を不当に害する条項とはいえない。

②については、事前に着手金及び事務管理手数料について不返還の合意をすること自体は特段規制されているものではなく、これをもって懲戒請求者を不当に害する条項とはいえない。

③については、本規程17条2項が「弁護士は…その他の法律事務処理の結果を示す文書を作成し、又は受領したときは、遅滞なく、その原本又は写しを債務者に交付しなければならない」と規定し法律事務処理の結果を示す文書等の交付義務を規定している。そこで、本委任契約第5条の規定が、本規程17条2項に違反するか否かについて検討する。本委任契約第5条は、弁護士費用の支払がないことを要件として、事件に関する書類その他の物件の引渡義務を

免責する旨、規定しており、「事件に関する書類その他の物件」の内容に特に限定がなされておらず、本規程17条2項に定める「法律事務処理の結果を示す文書等」を含めた事件に関する一切の文書その他の物件の引渡し義務の免責を定めた規定として、同条項に違反するとの考え方もありうる。しかしながら、東京三会の法律相談において、任意整理を受任する際に用いられる契約書（任意整理用）（乙12）には、「5 乙は、甲が上記の弁護士報酬、出張手当、出廷報酬、実費及び債権者に対する分割弁済金を払わないときは、以下の処置を執ることができる。・・・(2) 預かり保管中の金員と相殺し又は事件に関する書類その他の物件を引き渡さないでおくこと。但し、乙は甲に速やかに通知しなければならない。」との規定が存在しており、本委任契約第5条と同様に、弁護士費用等の支払がないことを要件として、「事件に関する書類その他の物件」の内容に特に限定を付すことなく、事件に関する書類その他の物件の引渡し義務を免責する旨規定している。

このことからすると、本委任契約書の第5条の記載自体をもって、本規程17条2項に違反すると認めることには、躊躇を覚えざるをえず、本条項をもって懲戒請求者を不当に害するものとはいえない。

なお、対象弁護士法人が懲戒請求者から受任した債務整理事件は、債権者と和解等をする前に懲戒請求者からの解除の意思表示により委任契約が終了しているため、本規程17条2項所定の「法律事務処理の結果を示す文書等」自体が存在しないものであって、対象弁護士が、「法律事務処理の結果を示す文書等」を交付しなかつたという事実が存在しない以上、本規程17条2項に違反する行為はなかったものと評価せざるを得ない。

(4) 同第7条について

本委任契約第7条は、民法651条1項の解除権を相互に放棄することを定めるものであるが、それを超えて債務不履行を原因とした解除権の放棄をも求めるものではないから、懲戒請求者を不当に害する条項とはいえない。

(5) 同第9条について

本委任契約第9条は、本委任契約が解除された場合について、①事務処理に応じた弁護士費用の請求及び本委任契約第4条の預託金からの控除、並びに②事件に関する書類その他の物件の引渡しを拒むことができる旨規定する。

①については、事務処理に応じた弁護士費用の請求（及び当該弁護士費用相当額の預託金からの控除）自体は、特段規制されておらず、遂行した事務処理に応じた費用請求自体は不当なものではないから、懲戒請求者を不当に害するものとはいえない。

②については、上記（3）と同様本規程17条2項に違反するものとまでは認められない。

したがって、本委任契約第9条は、懲戒請求者を不当に害するものとはいえ

ない。

(6) 同第12条について

本委任契約第12条は、本委任契約が発生した場合に東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を専属的管轄裁判所とする旨を定める。いわゆる専属管轄合意については、消費者契約法10条に違反すると判断した裁判例と違反しないと判断した裁判例とで裁判所の判断も分かれている。このような現状に鑑みれば、専属管轄合意を定めることができない。

したがって、本委任契約12条は、懲戒請求者を不当に害するとまではいえない。

(7) 以上のとおり、懲戒請求者が指摘する本委任契約の各条項は、いずれも懲戒請求者を不当に害する条項とは認められない。

第7 小括

対象弁護士らは、懲戒請求者から債務整理事件を受任するにあたり、本規程3条但書きに規定する「面談することに困難な特段の事情」がないにもかかわらず、直接面談を行うことなく受任にいたった。かかる行為は、弁護士法56条1項に定める弁護士の品位を失うべき非行に該当する。

第8 量定の理由

上記のとおり、対象弁護士らが、本受任にあたり、本規程3条に規定する「面談を行うに困難な特段の事情」が存在しないにもかかわらず直接面談を行わなかったことは、品位を失うべき非行と判断されるものであるが、対象弁護士らは、本懲戒申立て後においては、直接面談を行うことができない事件を受任しなくなつたことが認められ、これは汲むべき事情といえる。

第9 結論

よって、主文のとおり議決する。

2023年（令和5年）11月10日

第一東京弁護士会懲戒委員会

委員長

二鳥豊人



委 員

飯 反 芳 行

委 員

町 村 泰 貴

委 員

館 內 比 佐 光

委 員

三 浦 透

委 員

上 木 博 司

委 員

松 本 麗

委 員

松 本 佑 弥 香

委 員

武 田 絅 二

委 員

秋 木 逸 才

委 員

棚 橋 茂 藏

委 員

成 人 輔

委 員

第1 懲戒請求者提出資料

- 1 懲戒申立書
- 2 主張書面（平成29年8月16日付）
- 3 上申書（平成29年7月18日付）
- 4 上申書（平成30年5月2日付）
- 5 上申書（平成30年7月12日付）
- 6 上申書（平成31年1月25日付）
- 7 証拠説明書（平成29年11月8日付）
- 8 甲第1号証の1 懲戒請求書
- 9 甲第1号証の2 懲戒請求書に対する弁明書
- 10 甲第1号証の3 請求の理由の詳細に係る補充書面
- 11 甲第1号証の4 請求の理由の詳細に係る補充書面に対する弁明書
- 12 資料1 「パネルディスカッション 倫理研修」日弁連研修叢書 現代法律実務の諸問題〈平成28年度研修版〉
- 13 資料2 「第6号議案 債務整理事件処理の規律を定める規程（会規第93号）中一部改正の件」平成27年12月日弁連臨時総会議事録（抜粋）

第2 対象弁護士ら提出書面

【綱紀委員会】

- 1 答弁書
- 2 事件番号の付記申立書
- 3 主張書面（平成29年7月21日付け）
- 4 主張書面（平成29年8月3日付け）
- 5 主張書面（平成29年11月27日付け）
- 6 記録謄写申請書
- 7 主張書面（平成29年11月28日付け）
- 8 主張書面（平成29年11月29日付け）
- 9 主張書面（平成30年1月25日付け）
- 10 補充書面（令和3年4月27日付け）
- 11 証拠説明書（平成29年7月10日付け）
- 12 証拠説明書（平成29年7月21日付け）
- 13 証拠説明書（平成29年8月3日付け）
- 14 証拠説明書（平成29年11月27日付け）
- 15 証拠説明書（平成29年11月28日付け）

- 1 6 証拠説明書（平成30年1月25日付け）
1 7 証拠説明書（平成30年1月29日付け）
1 8 乙第1号証 委任契約書
1 9 乙第2号証 御確認事項
2 0 乙第3号証 債務整理に関する重要事項
2 1 乙第4号証 債権者一覧表
2 2 乙第5号証 相談シート
2 3 乙第6号証の1乃至乙第6号証の4 画像の印刷物
2 4 乙第7号証 委任状
2 5 乙第8号証 債務整理手続開始通知
2 6 乙第9号証 御催告事項
2 7 乙第10号証 御通知
2 8 乙第11号証の1 質問書兼催告書
2 9 乙第11号証の2乃至乙第11号証の3 電子内容証明サービス
3 0 乙第12号証 契約書（任意整理用）
3 1 乙第13号証 「懲戒処分の公告」自由と正義2013年6月号
3 2 乙第14号証の1 解除通知書
3 3 乙第14号証の2 送信結果レポート
3 4 乙第14号証の3 解除通知書
3 5 乙第14号証の4 電子内容証明サービス
3 6 乙第15号証 辞任通知書
3 7 乙第16号証の1 懲戒請求書
3 8 乙第16号証の2 証拠説明書
3 9 乙第16号証の3 証拠対照表
4 0 乙第17号証 調査開始通知書
4 1 乙第18号証の1 「書類送付書」と題する書面
4 2 乙第18号証の2 債権届
4 3 乙第18号証の3 「書類送付のご案内」と題する書面及び添付資料
4 4 乙第18号証の4 代位弁済履行通知書
4 5 乙第19号証の1 紛議調停申立書
4 6 乙第19号証の2 紛議調停申立の受理通知
4 7 乙第19号証の3 紛議調停開催通知
4 8 乙第19号証の4 証拠対照表
4 9 乙第20号証 紛議に関する答弁書
5 0 乙第21号証の1乃至乙第21号証の3 「記録の閲覧・謄写申請について」と題する書面
5 1 乙第22号証 紛議調停不成立決定通知

- 5 2 乙第23号証 紛議に関する主張書面
- 5 3 乙第24号証の1 現金書留封筒
- 5 4 乙第24号証の2 書留・特定記録郵便物等受領証
- 5 5 乙第24号証の3 郵便追跡サービス
- 5 6 乙第25号証 日本弁護士連合会弁護士情報 ([REDACTED] 弁護士)
- 5 7 乙第26号証 御報告事項
- 5 8 資料1 債務整理事件処理の規律を定める規程
- 5 9 資料2 債務整理事件処理の規律を定める規程施行規則
- 6 0 資料3 平成19年4月24日最高裁判決
- 6 1 資料4 クレジット・サラ金処理の手引(5訂版補訂)(抜粋)
- 6 2 資料5 債務整理事件処理の規律を定める規程(抜粋)

[懲戒委員会]

- 1 弁明書(令和4年7月7日付け)
- 2 弁明書(令和5年10月27日付け)
- 3 補充書面(令和4年8月26日付け)
- 4 証拠説明書(令和5年10月27日付け)
- 5 乙第27号証 「懲戒処分の公告」自由と正義2022年2月号
- 6 乙第28号証 報告書([REDACTED]弁護士)(平成30年7月10日付け)
- 7 乙第29号証 報告書([REDACTED]弁護士)(令和5年10月26日付け)

第3 委員会収集資料

[綱紀委員会]

- 1 綱紀委員会からの照会に対する懲戒請求者代理人の照会回答書(平成31年4月26日付け)
- 2 綱紀委員会からの照会に対する対象弁護士の照会回答書(平成31年5月3日付け)
- 3 綱紀委員会からの照会に対する[REDACTED]弁護士のご回答(令和3年4月30日付け)
- 4 対象弁護士からの事情聴取(令和3年4月14日)

[懲戒委員会]

- 1 対象弁護士からの事情聴取(令和4年8月26日)

以上